

墨田区保育所条例付則第10項に規定する墨田区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和8年3月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第11号

墨田区保育所条例付則第10項に規定する墨田区規則で定める日を定める規則

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）付則第10項に規定する墨田区規則で定める日は、令和8年3月23日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。